

防府市福祉総合相談チーム設置要綱

令和6年4月1日制定

(設置)

第1条 防府市に、防府市福祉総合相談チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(目的)

第2条 チームは、住民の多様なニーズに対応し、住民のニーズに見合う最も適切な保健福祉サービスを供給できる体制を確立するとともに、保健、福祉等に係る各種サービスを総合的に調整、提供することを目的とする。

(業務)

第3条 チームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 福祉総合相談窓口の運営体制の整備を行うこと。
- (2) サービス調整が必要な対象者について、対象者に見合う最も適切なサービスを関係機関等と協議、調整し、必要なサービスを確保し提供することに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 チームは、別表に掲げる職にある者（以下「リーダー」という。）で組織する。

2 チームにリーダー会議を置く。

(チーム長及び副チーム長)

第5条 チームにチーム長を置き、福祉総務課福祉総合相談窓口担当者を充てる。

2 チーム長を補佐する副チーム長を置き、チーム長がこれを指名する。

(リーダー会議)

第6条 会議は、チーム長が必要と判断した場合に随時開催する。

2 会議は、必要に応じて、リーダー以外のリーダーが指名する実務

担当者等を出席させることができる。

- 3 チーム長は、リーダーから会議の招集を求められたときは、すみやかにこれを招集しなければならない。

(庶務)

第7条 チームの庶務は、防府市福祉部福祉総務課において処理する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

生活支援課長補佐	高齢福祉課長補佐	地域包括支援センター長
障害福祉課長補佐	子育て推進課長補佐	健康増進課長補佐
こども相談支援課長補佐	こども家庭センター統括支援員	
学校教育課長補佐	建築課住宅管理室長	
防府市社会福祉協議会事務局長		
福祉総務課長補佐	福祉総務課福祉総合相談窓口担当者	